

法務局から地図作成のお知らせ

はじめに

地域住民の皆様におかれましては、平素から法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、新潟地方法務局では、本年3月から新潟市北区松浜本町一丁目ほか地区内において、法務局地図作成事業を進めているところですが、事前調査である筆界点調査^(注1)については、土地所有者様の御協力により、4月8日(火)をもって終了しました。

今後の作業予定について

筆界点調査で確認した現地の状況について、順次、現況測量^(注2)を実施しておりますので、引き続き、御理解・御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 現況測量日程

5月上旬頃まで

- ※ 測量は、天候に左右されますので、具体的な日時等を事前にお知らせすることができません。よって、敷地内に立ち入る際は、その都度、土地所有者様(御不在の場合は近隣の方)へ、お声掛けをしながら作業を進めていきます。

2 現況測量後の作業予定について

① 一筆地立会調査^(注3) 日程：令和7年7月から8月上旬頃まで

- ※ 立会調査の通知は、調査のおおむね2週間前までに、土地所有者様宛てに発送する予定です。

② 確定した筆界点への境界標の設置^(注4) 日程：令和7年8月中旬から9月下旬頃まで

注1 筆界点調査とは、地図を作成する前提として現況がどのようになっているかを把握するために行うものです。具体的には土地所有者様(又は代理人様)に立ち会っていただき、おおむねの土地の配列に従って一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。

注2 現況測量とは、筆界点調査で確認した現地の状況(境界標や工作物(塀・土留め等))を踏まえて測量するものです。なお、この測量で境界が確定するものではありません。

注3 一筆地立会調査とは、全ての土地について、土地所有者様(又は代理人様)に立ち会っていただき、筆界確認を行うものです。この立会調査で筆界の同意が得られなかった場合は、登記所保管資料等を基に、引き続き、土地所有者様と打合せを行い、必要な場合は再立会調査を行います。

注4 確定した筆界点(境界標が設置されていない点)には、土地所有者様に同意を得た上、作業機関が現地を判断し、鋌、貼付けタイプの境界標及びプラスチック杭のいずれかを設置させていただきます。

なお、コンクリート杭など根巻き工事が必要となる杭については、本作業とは別に、所有者様の御負担で設置していただくこととなります。

問い合わせ及び連絡先

〒950-3122

新潟市北区西名目所4113番地1

法務局地図作成事業現地事務所

TEL 025-258-5050

(土、日及び祝日を除く、

午前9時から午後5時まで)

担当：和田

【地図作成区域】

